

言語聴覚士って どんな仕事?



リハビリテーション室
言語聴覚士
宮田 豊

私たちが日常生活の中で、お互いの考えや気持ち(感情など)を伝え合い、理解を深める、あるいは経験を通じて、多くの知識を得るためには、ことばや文字など(表情や身振りも含め)の使用が必要になります。とりわけ、ことばや文字によるコミュニケーションには、言語、聴覚、発声、発音や認知などの各機能が関係しますが、病気や交通事故、発達上の問題などで、このような機能が損なわれることがあります。

正式な名称は「言語聴覚士」です

言語聴覚士は通称ST(エス・ティー)とよく呼ばれています。(ST: Speech-language-hearing Therapistの略称です)当院では、リハビリテーション室(以下リハビリとします)に勤務しています。国家資格ができる以前は言語療法士とよく呼ばれていました。現在の正式名称は「言語聴覚士」です。



STの歴史

日本において、とりわけ医療の分野では1950年代後半から病院等で専門家による言語療法が行われていました。また教育機関でも、さらに以前から(1880年代)聾学校や初等教育で教育・訓練が行われていました。

そして長い年月を経て、1997(平成9)年に国会で言語聴覚士法が成立し、念願の国家資格となりました。2006年4月現在、全国に11,295名のSTがおり、毎年約

1,000名以上の方が新たにSTになっていきます。

言語聴覚士の 職場は…

医療

総合病院
リハビリ専門病院
診療所など

保健

保健所
保健センター

福祉

介護老人保健施設
福祉施設
障害児・者福祉施設

教育

難聴学級
義塾学級
聾学校の教室
言葉の教室

STの役割

STは、コミュニケーションと食べる事に障害を持つ人々に対して、ことば・聞こえ・食べる機能の獲得・回復・維持向上を図るため、言語および嚥下(えんげ)訓練等(また必要な検査及び助言、指導を含む)の支援を行います。

最終的に患者さまの「生活の質(QOL)」を高めることが大切です。そのためには医師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療スタッフ(チーム医療)や教育・療育関係者、介護・福祉などの職種間や地域の施設

患者さまの障害

STが対象とする障害は、大別すると以下の二つの領域があります。

コミュニケーションの障害

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層で見られ、原因・特徴とも多岐にわたります。

- 失語症: 話す、聴く、読む、書く、計算するなどが難しくなる言語の障害
- 高次脳機能障害: 行為、認知、記憶、注意などの障害
- 構音障害: 発音がしにくい
- 音声障害
- 言語発達の遅れ(言語発達遅滞)
- 聴覚障害: 聞こえの障害
- その他: 吃音、学習障害、自閉症など

摂食・嚥下障害(飲み込みの障害)

脳血管障害や神経疾患、口腔内の手術などのために食べ物や飲み物が飲みにくい、のどに送り込みにくい、のみこめない、飲み込んでもむせるなどの状態になることがあります。